

昭和32年9月13日(金曜日)鳥取県公報(号外)第54号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)。昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。

鳥取県公報

目

次

告

示

◇告示 家畜傳染病の発生

家畜の移動禁止区域の指定

炭そ予防注射の実施

次のように家畜傳染病が発生した。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠藤

茂

性別
めす
発生頭数
一

発生年月日
昭和三十二年九月十二日

転帰
へい死

発生の場所又は区域
西伯郡淀江町西原

鳥取県告示第四百五十七号

炭そ予防に関する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第四号)第二条及び第三条の牛、馬、綿羊、山羊、豚の移動及び集合禁止区域として西伯郡淀江町の中旧淀江町の地区を指定する。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県告示第四百五十八号

次のように炭そ予防注射を実施するから家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により、牛、馬、綿羊、山羊の所有者に對して予防注射をう家畜の種類 牛

けることを命ずる。

昭和三十二年九月十三日

鳥取県知事 速 藤 茂

茂

一 実施の目的 炭そ、発生予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び筋組

牛、馬、綿羊、山羊ただし生後三箇月、分娩前後

一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 予防注射の方法 炭そ、第二予防液皮内注射

別 表

実施期日

実施区域

実施場所

九月十六日

西伯郡淀江町旧淀江地区

淀江家畜

" 十七日

旧宇田川地区

宇田川 "

" 十八日

大和地區

大和 "

発行日 火、金

印 刷 行 鳥 取 県 倉 市 東 町
刷 鳥 取 県 倉 市 東 町
刷 鳥 取 県 印 刷 所

昭

和

四

年

四

月

十五

日

第三種郵便物認可